

# キャンパス・セクハラを大学で教える

亀 井 明 子

## はじめに

セクシュアル・ハラスメントという言葉は、1974年アメリカのフェミニスト、リンファーレンによって書かれた『Sexual Shakedown』という著書の中で初めて文字化された。この言葉が日本で使われるようになったのは、1980年代の中頃になる。当時、セクハラというカタカナ4文字は子どもから高齢者に至るまで使いやすく、流行語にもなった。女性がセクシュアル・ハラスメント（以下「セクハラ」という）に遭っていても、どのように表現していいものかわからなかつたところに、このセクハラという言葉は、的を射た表現として使われるようになっていった。しかし、社会では卑猥で揶揄的な捉え方の方が先行していた。

セクハラに踏み込んだ法律は、事業主に雇用管理上の配慮義務を課した1999年の改正男女雇用機会均等法である。これを機にセクハラ防止は少しずつ歩みを進め、少なからず教育界にも影響<sup>1</sup>を与えた。2007年のさらなる改正により、女性に限られていた保護対象は男性にも位置づけられた。事業主は措置義務が課せられ、配慮義務より強化される結果となった。

---

1 1999年4月12日当時の文部省教育助成局が都道府県・指定都市教育委員会宛てで通知「公立学校における性的な言動に起因する問題の防止について」を出した。文教地第129号にみる。2001年1月6日文部科学省は「文部科学省におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程」文部科学省訓令第13号を出した。

## キャンパス・セクハラを大学で教える

セクハラは、労務管理上の問題としてとらえられ、語られ、立法化されたが、教育の世界では違っていた。教育に携わる者が、児童や生徒に性暴力であるセクハラ行為をするという考えは無いに等しい状況であった。

教育現場は「聖域」、教師は「聖職」と考えられ、多くの人は「先生ともあろう人が大切な児童・生徒・学生に対して、そんなことをするはずがない」と、思っていた。その一角が崩れたのが、キャンパス・セクハラで大きな社会問題となり、関心がもたらされた「京大矢野事件」である。当時は、「社会的な地位があり、研究分野でも偉い先生が…」ということで、話題になった。セクハラ加害者は「名誉棄損」で反訴したため、多くは社会的地位のある人の無罪を信じた。そのため被害者は二次被害を受け苦しい思いの中、裁判を闘った。さらに、大阪府の元知事が選挙期間中に起したアルバイトの女子学生へのセクハラ事件がある。行政のトップのセクハラ行為に対して、世間は「でっち上げ」や「反対陣営の謀略」と、言ったが、ともに結果として原告側が勝利した。

どれだけ社会的に地位のある人でも、セクハラ加害者になる例は、探すのに苦労はしない。

セクシュアル・ハラスメントの授業を大学で実施するのは、神戸女学院大学の女性学理論編と実践編を通して4年になる。私がこの授業に置いている目的は3つある。1つ目は「神戸女学院ハラスメント防止に関する規程」を読ませること、2つ目はセクハラとは何かを学ばせること、3つ目は性暴力にまつわる「強かん神話」等の二次被害を学ばせることである。

ひとつ目のハラスメント規程は、入学時に全ての学生に配布され、説明もなされているが、学生はほぼ全員覚えていない。学生だけでなく私たちも、自分自身に起こる禍は他人ごとと考えているからである。そこで自分に起こるかもしれない事態をより身近なものと感じ、また起こった時に使える状態にしておいてほしいからである。ふたつ目のセクハラを学ばせるというのは、実はこれまでにも見聞を含め被害体験があるかもしれない、と意識させることもある。将来、子どもの前に立つ職につくかもしれない、子どもの親となるかもし

れない、ボランティアも然りである。子どもはあらゆる場面にいて、その子どもにどう接するかも、想定しておかねばならない。知ることによって避けることができるかもしれないという可能性を学生に知ってもらうことだ。そして、

### 被処分者の性別

被処分者の性別	人 数 (人)	割 合 (%)
男 性	165	98.2
女 性	3	1.8
合 計	168	100.0

表1 文科省報道発表資料から

女性は、性暴力加害者にはならないという思い込みも払拭する必要がある。2010年度の文部科学省調査「わいせつ行為等により懲戒処分された教員」の中に女性教員3名が含まれるからだ。女性が加害者にならないという保証は何もない。

知ることは加害者になることも被害者になることも避けることができる大切な要件であると考える。

みつ目は強かん神話を学ぶことによって、あたかも当然であるかのように言われてきたことを、真実は何かと問いかけることで、被害者が受ける二次被害を減らしていくことが狙いだ。女性は多かれ少なかれ何らかの性被害を体験している。それは自分自身でなくとも身内だったり、友人からの相談だったりする。その時どのようなやり取りがなされたか、などを記事になった事件を取り上げながら、不当な対応を学び「それは不当である」と言えるだけの知識や情報を身に付けてほしいと考えているからである。

教員の研修や教職課程専攻学生、看護学科の学生や教員養成大学などで実習前に行なうことは、これまでにもあったが、カリキュラムの中に位置づけられての実施は、当大学で実施するのが初めてのことである。あらゆる機会をみつけでは、提案はしてきたが、実施には至っていない。

ここでは、キャンパスで起こる性暴力事件を通して学生に何を伝える必要があるか、またスクール・セクシュアル・ハラスメント（「スクール・セクハラ」という）との関連を探り、誰もが通る子ども時代青年期の性被害を通して学生や児童・生徒の安全保障を今後の課題としたい。

## I. 京都教育大学 集団準強かん事件

事件の概要は2009年2月にコンパで酔った女子学生に居酒屋で性的暴行を加えたとして、京都府警が2009年6月、当時3～4年生の男子学生6人を集団準強かん容疑で逮捕した。示談が成立し、京都地検は6人を起訴猶予処分にした。

大学は女子学生から相談を受け、府警に通報せず内部調査。2009年3月、性的行為を問題視して6人を無期停学処分に。起訴猶予処分後の2009年7月には、女子学生の卒業が見込まれる2011年3月末まで処分を見直さないと決めた。

しかしその後、男子学生4人が、大学の処分の無効確認を求めた訴訟を起こした。その結果、男子学生らは集団準強かん容疑で逮捕されて起訴猶予処分になったが裁判長は「（性的行為には）女子学生の同意があった。本件は集団準強かん事件ではない」と認定。そのうえで「男子学生の言い分を考慮せず、合理性がない」と大学が出した男子学生全員の処分を無効とし、1人10万円の慰謝料支払いなどを命じた。

昨年7月30日の京都新聞で「平成21年、宴会で酒に酔って抵抗できない女子学生を集団で暴行したとして、集団準強かん容疑で逮捕され不起訴となった京都教育大（京都市伏見区）の男子学生4人が、無期停学処分の無効確認などを求めた訴訟で、大学側は29日、処分を無効などとした15日の京都地裁判決不服として大阪高裁に控訴した。」と、報道されたように大学は控訴を決定した。

控訴審判決は、大阪高裁であり、西村則夫裁判長は「教員を養成する大学と

して裁量の範囲内」として処分を有効と判断。無効とした一審・京都地裁判決を変更した。

この事件の背景には、性暴力事件に特有の二次被害／二次加害が見られた。事件発生直後からネットを利用した誹謗中傷がたくさん流れ、当事者の学生にとっては非常につらい状況に追いやられたのではないかと推察できる。

しかも、その投稿者や書き込みをした人の中に女性がいたことも特徴的だ。今でも性暴力事件が起きると、一言コメントのツイッターなどで即時に流れてくる。

その多くは、被害女性を誹謗中傷するものであり、それは加害者を庇う言葉以外の何ものでもない。

例えば、大阪府内の中学校で教育実習をしていた某大学の男子学生がインターネット上の会員制サイトに被害者の女子学生を中傷する書き込みをしていった。大学は不適切な行為だったとして、中学校と相談の上、男子学生の教育実習を打ち切った。男子学生は教育実習中、京教大生6人が逮捕された翌日に「女子学生に非がある」などとの意見をサイトに書き込み、誰でも見ることができる別のサイトにも転載された。男子学生は事件関係者に知り合いはないということだったので、不確かな思い込みや憶測で書き込んだ以外、考えられない。ネット上で書き込みを見た実習先の保護者が、中学校に通報して書き込みがわかつたらしい。同大学では別の学部の女子学生も同様の書き込みをしていたことがわかり、大学は2人を面談で指導するとともに、ホームページで人権を尊重した行動を取るよう学生に呼びかけている。

また、関西地区の大学生らが相次いで会員制日記サイト「ミクシィ」に被害女性を非難する書き込みをしていることもわかった。書き込んだ中には女子大生もいるが、内容はいずれも伝聞や憶測の類であり、書き込みがミクシィ以外のサイトに流れて問題になると、慌ててミクシィを脱会するなど、無責任極まりない行為である。

真実が明らかになるまでは、独りよがりな憶測だけで誹謗中傷を繰り返すこ

となく、冷静な姿勢でいることを認識しておくべきだ。なぜなら、このようなネット上への書き込みそのものが、一次被害よりもつらい二次被害行為として、結果的に被害者を苦しめることになっているからである。

## II. 教育実習中のセクシュアル・ハラスメント

教育実習中に実習生がセクハラ被害を受けることはあるか、又はそのような相談があるかと、川村学園女子大学教育学部の内海崎貴子さんから、電話があったのは1990年代の終わり頃だった。それは母校の中学校に実習のお願いに行つた女子学生からの相談に始まった。校長から受け入れる条件として性関係を迫られたというのである。このことがあって後、内海崎さんは、実習終了後の学生にセクハラの聞き取りを始めたという。そして、かなりの学生からセクハラがあるという事実を聴いたのである。

SSH全国ネットワークの電話相談でも、実習を終えた学生から幾つかの相談を受けていた。教員への紹介の最中でも平気で実習生の批評をしていたり、「恋人がないんだったら、○○先生と付き合って」と言われたり、夜の宴会はまさに、恋人探しの場になっていたりで驚いたという訴えとともに、先生になんかなりたくないと訴えてくる女子学生は痛々しかった。お互いの情報交換によって、先の内海崎さんは2000年関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会で「教育実習中のセクハラ調査」を提案され、現在でもセクハラ防止のための調査を継続されている。

内海崎さんが取り組んだ実習セクハラの実態と背景についてまず、教育実習とは教員をめざす学生にとっては如何に重要なことであるかを述べている。

「教育実習は、教育職員免許法及び同法施行規則上の必修科目です。そのため、学生は2～4週間、幼稚園・小中高等学校において実習生として校長の監督の下、指導教員の指導を受け、教育実習を行わなければなりません。教育実習の単位は大学が認定しますが、単位認定には実習校からの成績評価と実習終了の証明が必要です。つまり、学生は、実習校での実習が終了しなければ教育

実習の単位が取れず、教員免許を取得することができません。もちろん、教員にもなれません。ですから、教育実習は、教員をめざす学生にとって資格取得と職業選択に関わる死活問題です。」と結んでいる。

全国調査<sup>2</sup>は、2004年度、全国74大学において教育実習終了後に実施された。配布総数10264部にうち回収は5666部（回収率55.2%）、平均年齢は21.61歳だった。実習セクハラの被害者は3.79%、見聞したもの7.31%、被害と見聞の体験者は9.57%だった。

また、セクハラの行為者は教職員66.77%、児童・生徒25.95%だった。このことから実習生のおおよそ10%がセクハラに遭遇していたとみられる。教職員からの加害が主たるものであるが、注目すべきことは児童・生徒が加害者として含まれていることである。

児童・生徒は、セクハラや性暴力について学ぶ機会を得ていないため、何がセクハラであるかを全く認識していないからと考えられる。このことに加えて、テレビでは、面白おかしく性をとらえ、笑いを招くものであったり、時にはその場を和ませる道具に使われたりしている。アニメなどの性描写は、日増しに過激になってきているのが現状である。そのことを考えると被害を受けやすい児童・生徒という認識でなく、時には加害行為者にもなりえるものとして、彼らにもセクハラや性暴力についての学習が重要であると考える。これは教育現場にいる教員としての役割でもあるし、それを決定するのは最高責任者としての学校長の責務もある。

### III. スクール・セクシュアル・ハラスメントの実態

スクール・セクシュアル・ハラスメントとは、学校（幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校など）をはじめ、少年院や少年鑑別所などの矯正施設・塾など子どもが学ぶ場所やピアノのレッスン・珠算塾などお稽古ごとに

---

2 2003年～2005年度日本学術振興会科学研究費補助金 基盤研究 (C)「教育実習におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策の現状と課題」

通常の場所、フィギュアスケートやテニス・スイミングスクールなどのスポーツ施設と多岐に渡っている。被害を受ける対象は子どもだけでなくそこにいる教育者や指導者も対象となる。子どもが被害者になることが多いのは事実であるが、性暴力の被害者は女の子という既成概念が強く、被害に遭う子どもでさえ「僕は男の子なんだから、こんなことにはならない」と思っていることも事実である。しかし男の子の被害は多く、社会に認知されなければ表面化することは難しい。

学校でも学校外でも、男児が男性教員や男性の指導者から性暴力を受けることは多い。そして性暴力は異性間で起こると考えられているため、「加害者は女性ですか」と問われることも珍しくない。

サッカーチームの顧問から更衣中に性器を触られたと中学生の男子が、また地域の青少年活動のリーダーとして派遣された男性教員から野外活動中に風呂に連れて行かれ、体を洗ってやると言って性器を触られたと小学生の男児が、さらにコーラス部の顧問から服の上から性器を触られたと高校生男子が、それぞれ訴えてきたこともある。小学校低学年の男児が転校と同時に両親に話したこと、が、男性担任による性加害行為だった。

これだけ顕著に実態に現れているのだから、性被害は女の子にだけ起こるもの

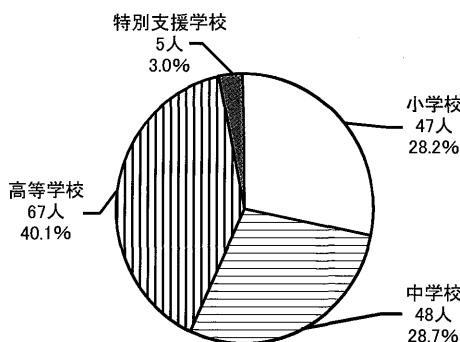


図1 被処分者校種

## キャンパス・セクハラを大学で教える

のだという神話は、そろそろ捨てなくてはいけない時にきてている。

しかし、実態の読み方は問題となる。

P8の文科省調査「5 わいせつ行為等に係る懲戒処分等事案の具体的な状況について」の内容をもう少し見てみると

2010年度の統計で、調査対象は図1被処分者の学校種別にある小中高等学校・中等教育学校・特別支援学校であり、SSHP全国ネットワークが対象とする場所とはかなりのずれがある。つまり文科省調査は全国規模の調査であるが公立学校のみの調査であり、私立学校や国立大学付属の学校は対象となっていないことである。更に「わいせつ行為に係る懲戒処分等～」という観点からここに上がる数値はほぼ犯罪行為として表面化した事実だけである。

懲戒処分対象者の中でP10図3からスクール・セクハラの対象として読み取るなら、自校の児童・生徒・卒業生・教員・教育実習生の合計人数103人であり、全体の58.8%となる。

他校の教職員1人は、わいせつ行為が行われた場所がどこであるかによって変わってくる。研究会などの機会であればスクール・セクハラに入るだろう。

ここに取り上げたのは公表の一部であるが、処分ということばから分かる

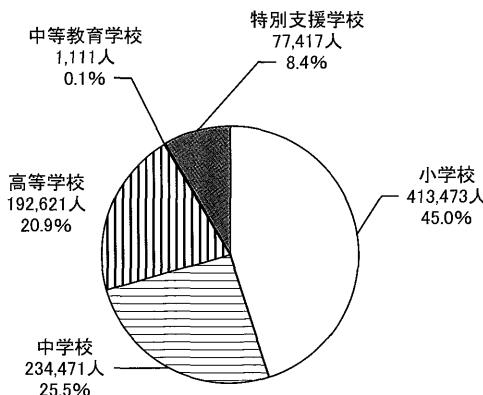


図2 公立学校種別教員数構成比率

### キャンパス・セクハラを大学で教える

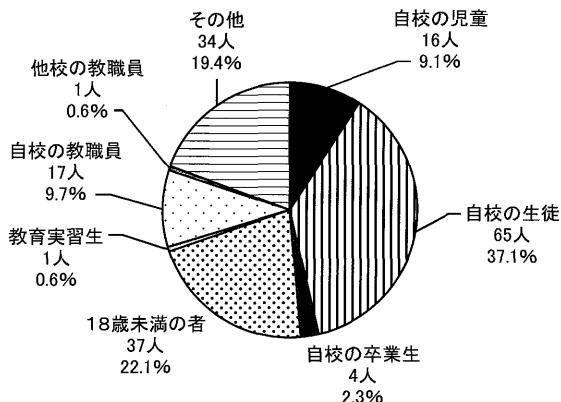


図3 わいせつ行為の相手方

が、これは加害行為者側からの統計であって、被害者側からの統計ではない。学校から当該教育委員会に書類があがり、指定市・都道府県教育委員会が文科省に報告をする形である。被害内容は明らかにされる問題ではないがわいせつ行為の態様では、身体接触・性交・盗撮・のぞきなど犯罪行為が並ぶ。

問題は被害者側に立った調査でなく、報告が上がってきた一部の犯罪行為が数値として取り上げられるということである。根っこにあるジェンダー・バイアスによるセクハラや、卑猥な会話、プライバシーに関わる性的な表現など犯罪行為にならないような言動がセクハラにあたることがあるということを教育現場で共有され自浄されていかなければ犯罪行為のセクハラも決してなくならない。

ネットワークが相談を受けるのは、被害者からのものであり、表2では被害対象が誰であるかを示している。内容については特に公表していないが、犯罪行為もあれば、ジェンダーによるものもあり、多種多様だ。ネットワークが当初2年間の相談内容を分析して次にあげる7つの特徴を見つけた。これは子どもだけでなく、学生被害（教育実習生を含む）などの場面でも見られる。

犯罪型、身体接触型、懲罰型、鑑賞型、からかい型、プライバシー侵害型、

ジェンダー型である。

犯罪型は、青少年保護条例や児童福祉法違反となる強かん、わいせつ行為など  
や条例違反になるような行為も含まれる。

身体接触型は、マッサージやテーピング、補助、指導と偽って行う行為などで、  
時には犯罪行為になることも含まれる。

懲罰型は、指示や命令することに従わないことによって罰を課すことは教育場  
面では多いが、それが性的なことを含む行為。男子を裸にさせるな  
どがある。

鑑賞型は、女性を性的に見る対象として位置づけ、ヌード写真をパソコンの壁  
紙として貼り付けたり、わいせつな動画などを職場で見ていたりな  
ど。

からかい型は、職員室で卑猥な話をするや、実習生が板書した単語を性的な単  
語と連想してからかうなどもある。容貌や容姿に関することでから  
かう。

プライバシー侵害型は、集団教育の中で起こりやすい、内科検診時や身体測定  
など、また、持ち物チェックなどで生理用品をバッグから出される  
など。

ジェンダー型は、教育実習生が相談している内容として、女子学生にだけ彼氏  
がいるか聞かれたり、単身の先生を紹介されるなど。また女の子は  
教師にならずとも嫁に行けなどと言われることもある。早く来てお  
茶を入れるように指示されるなど、掃除は女性にだけ割り当てられ  
たりする。

ジェンダー型のセクハラは、その人の性別役割観やジェンダー観によって起  
こる学校や職場の習慣や慣行として無意識的に常態化していることが多く、セ  
クハラの根っこになっている極めて重要な問題である。

被害を受けた場所は、学校をはじめとして幼稚園や保育園・学童保育・学習  
塾・お稽古の場所（ピアノやダンスなど）・スポーツクラブ・公的機関の行事

表2 スクール・セクシュアル・ハラスメント被害者の相談件数

	年間相談日数	保育所・幼稚園	小学生	中学生	高校生	支援学級等	卒業生	小計
1998	47	1	12	12	9	3	2	39
1999	48	2	7	12	13	1	1	36
2000	48	4	14	26	13	5	2	64
2001	47	3	10	17	17	7	3	57
2002	47	3	15	35	19	3	5	80
2003	48	1	13	27	12	6	2	61
2004	48	1	15	20	33	2	6	77
2005	51	6	21	25	21	8	2	83
2006	51	7	35	47	15	14	4	122
2007	45	4	23	36	20	18	5	106
2008	49	5	43	34	22	10	7	121
2009	48	2	27	33	20	13	2	97
2010	50	2	29	22	28	9	5	95
合計	627	41	264	346	242	99	46	1038

(公民館や児童図書館など)。学校は公立・私立・国立大学付属学校などである。つまり、被害を受けた子どももは加害者が誰であれ、一様に被害者であり、精神的・身体的に傷ついていることは間違いない。ここではデータを表示していないが相談者の多くは母親(1038人中764人)であり、ついで女性教員である。

また教員・PTA役員や教育実習生の被害相談も12年間で186件であった。

実態と言えばデータで示す必要性は十分理解できるが、被害者はあらゆる層から、犯罪だけでなくあらゆる被害内容(被害だと思っていることは全て)から検証していく必要がある。それが大きく真の実態に迫ることである。

スクール・セクハラで今、重要な課題は、相談窓口が教育委員会や学校という身内に限られていることである。身内が身内から事実調査をすることは、隠ぺいや二次加害の温床となっている。

相談の窓口を第三者に委ねたのが大阪市教育委員会である。1997年にガイドラインを策定し、翌年から電話相談の窓口を開設した市教委は、当時退職校長

を相談員としていたが、3年目から第三者（NPO 法人 SSHP 全国ネットワーク）を相談員として置いている。全国都道府県・指定市の教育委員会を対象にした調査<sup>3</sup>でも、ここまで踏み込んでいる教育委員会はなかった。

大阪府教育委員会は1999年ガイドラインを策定し相談窓口（民間委託）も設置したが2004年2月弁護士らと連携、新事業を開始する方向に舵を切った。当時の新聞記事には以下のように紹介された。

「教職員によるセクハラや体罰などから子どもを守ろうと、大阪府教委は新年度から、弁護士やカウンセラーなどの専門家や民間団体と連携し、被害のキヤッチから処理、検証まで包括的な解決を目指した『学校における子どもの人権侵害防止推進運動』をスタートさせる。学校側が加害者をかばうケースも目立ち、身内だけの対策には限界があると判断、外部の力を借りることにした。全国初の取り組みという」

神奈川県教育委員会は2007年に初めてセクハラの実態調査に取り組んだ。その時から相談窓口の案内に第三者（NPO 法人 SSHP 関東ネットワーク）の電話相談を掲載している。

このように第三者を担保することは、①学校との力関係がなく②少なくとも被申立人となる人物と面識がないこと③申立人・被申立人の人物評価を加えず申立人（被害者）の相談に真摯に向き合うことができる。全ての教育委員会の相談窓口にこのような第三者を入れることを再考願いたい。

次に問題になるのは、誰が事実調査にあたるかということである。事実調査は大学におけるセクハラの場合も、第三者を担保することは重要なことがらである。

深刻になればなるほど、弁護士などの聴きとるポイントを押さえて調査できる専門家を調査員として迎えることは、申立人はもちろんのこと、大学や学校

---

3 SSHP 全国ネットワークが2008年電話相談開設10周年の取り組みとして全国都道府県・指定市の教育委員会に相談窓口の設置状況、担当部署、電話番号などを調査した。10周年記念シンポジウムの報告集に掲載。

にとって大きなメリットとなる。身内である調査は、申立人にとっても被申し立て人にとっても、デメリットになることがしばしば見受けられる。

調査の状況を調べていくと、指導・説教・人物評価（加害・被害とも）が入り、これで事実が確認できたと考えられているとしたら大きな間違いであり、被害を訴えた当事者をさらに傷つけてしまうことにもなりかねない。

事実調査は、第三者が先入観も偏見もなく真に事実だけを確認していく作業である。そのためには力関係だけでなく日常的に見知った人ではできないと言っても言いすぎることはない。教育委員会は身内の不祥事（セクハラも不祥事として扱われる）を外に出したがらるのが現状だ。

人事に関わる案件であるとして教育委員会の中の人事担当（教職課であることもある）が事実確認の調査員になることもあるが、実態は管理職でも大差はない。

誰がどこでどのように申立人・被申立人からの事実を確認するのが望ましいか。

性暴力の申し立てが、極めて難しい現状を考えると、学校・教育委員会からは完全に独立したワンストップ・センターのようなところを指定市・都道府県教育委員会毎に造っていくことである。そこには被害の相談から事実調査（申立人・被申立人）ができ、且つ被害者のケアとサポートができる機能を設けることも重要だ。

そして、事実に基づいた結果が出せるように一定の権限を持たせていくことが重要である。

韓国で取り組まれたワンストップセンターの調査を大阪弁護士会が実施しているので紹介したい。

韓国では『性暴力相談所』が現在では170か所まで普及している。『性暴力被害者保護施設（シェルター）』は全国に19か所あり、1994年に「性暴力防止及び被害者の保護に関する法律」が制定されたことにより整備された。

相談傾向としては、1312件の性暴力相談件数中63.8%が成人女性が被害者で

あり、加害者の82.1%が成人男性である。知人による被害と位置付けられたところで、成人は職場、青少年は学校、児童は親族からの被害で、84.8%である。

課題として挙げられた中に、見知らぬものからより、同じ生活圏内にいる者からの被害が多いという事実から、性暴力が発生する根本的な原因を考え、家庭・学校・地域社会での性暴力防止教育に取り組む必要があるとしている。

ワンストップ支援センターの報告では、病院内設置され24時間体制で取り組むことができ、相談・医療・法律・心理治療・捜査支援などが1本化されて進められる。診察室にはレイプキットが常置されている。

被害者の負担を少しでも少なくするために「陳述録画室」があり、マジックミラーによって隣室から面接の状況を知ることができるようにになっている。ここでは7～8割が告訴に至るらしい。また13歳未満の子どもや障がい者には信頼関係のある人の同席を可能とし、アナトミカルドール<sup>4</sup>が設置されている。酔っていて被害に遭った場合には「安静室」が用意され、休養できるようになっている。

管理監督庁は、地方自治体の長や地方警察庁長で構成され、運営資金は女性家族庁と市から出ている。運営そのものは女性家族庁と市、地方警察庁の三者協議によるという。

病院内の全ての診療科を受診することも可能である。ただ小児精神科がないので4か所ある「ひまわり児童センター」につなぐというものである。

このように学校にも適用範囲を広げ、どこで誰から受けた性暴力であっても均一にサポートできる体制を国レベル・自治体レベルで設置していくことが必要である。

そして何より子ども対象の性虐待禁止法が法制化されることが重要であると考える。

---

4 アナトミカルドール　解剖学的に正確な人形という意味で、子どもの性被害の聞き取りに際して用いられることがある。用途に関しては意見が分かれている。

## IV. 教員養成大学・教職課程を専攻する学生における性暴力認識の必要性

2009年広島県三原市立の小学校で起きた教員から児童へのセクハラ事件では、加害教員は、着任したころから発覚するまでの約20年間、1年生から6年生までの児童に対して性暴力を重ねていた。捜査段階ではポルノビデオや書籍が押収され、裁判では学生時代から児童ポルノへの関心が高かったことが認定された。所謂、ペドフィリア（小児性愛者）と呼ばれるこの教員は敢えて小学校を選んだ可能性がある。この事件が長期間に渡るということで特異なケースとみられることははあるが、決してそうではない。広島の事件以降長期化したスクール・セクハラが数か所で発覚している。これまでにも訴訟になった事件を振り返ると過去にも加害行為があったと考えられるケースがあり、また事実調査の結果、あらたに被害者が名乗り出るということもしばしば見受けられた。

教員になろうと志している学生が全てそうであるということではない。しかし、教員として配置された学校に着任するまでの間に少なくとも性暴力について学んでおかなければ、セクハラを見抜くことも自分で制御することもできない。特に犯罪行為とならないセクハラ事象に関しては、子どもにとって自分の言動がどう伝わるのか、不快に感じているのかということに認識と理解をする機会が必要である。

このことは、女子学生にとっても学生であるうちに学習しておく必要がある。とりわけ、教育実習でも子どもの期待に応えなければならないと、一生懸命自身の性体験を話してしまうこともあります。却ってそれが、セクハラと受けとめられることになる。

それではどの程度の学習機会が必要かということであるが、①入学した時点で必修科目として性暴力についての概念を学ぶ。②同様に性教育を必修とする。③教職課程科目の中にスクール・セクハラの概念と相談を受けたときの対応の仕方をワークショップ形式やロールプレイで学ぶ。

このようにして大学で性暴力に関する知識の基礎を身につけ、教育現場に配置された時点で学校単位での研修を実施し、スクール・セクハラの防止を共有する教師集団をつくることが必要である。

現在教員として勤務している教職員への啓発の意味での予防教育であり、大阪府教育委員会は、2005年に学校単位での研修を府立高校へ通達している。

## V. このような性暴力は、なぜ起こるのだろう

暴力はすべからくして、権力関係の中で起こる。学校の中で起こる体罰も同様である。この権力関係は、社会的権力構造である。教員（指導者）と児童生徒との関係においては、教える側と教えられる側・評価する側と評価される側・おとな子ども・男性と女性・部活の顧問と部員やマネージャーという社会的強者と弱者の関係において起こっている。

教員は、自分自身が権威的な立場にあることを常に自覚し意識しておかなければならぬ。よくこんな言葉が使われる。「私は子どもの目線で教育していくので権力を振りかざしたりしていません」しかし、子どもの目線に下がるということが、権威的な立場を解消することにはならない。むしろ子どもとの関係が表面上いい関係に見えているだけに起こったときには、子どもも訴えにくいということにもなる。近づきすぎることがよくない結果を生んでしまうこともあるからだ。ほどよい距離を保ちながら人間関係を構築していくことが求められる。

前項IVでも述べたようにこの力関係をペドフィリアの教員は利用する。「先生の言うことをきかないと勉強教えてあげないよ」「○○ちゃんは、いい子にしていたよ」「今度のテストはいい点とろうね」等と言葉巧みに自分の権力を振りかざす。そして必ず「誰にも言ってはダメだよ」「二人だけの秘密にしておこう」「このことを誰かに言ったら大変なことになるからね」と脅したりして、危険な約束を持ち出すのである。

## おわりに

大学でキャンパス・セクハラの規程を読んだり、またロールプレイを通してシミュレーションしてみることで、現実となった時に、システムを使えるようにもなると考えている。そして友人から被害相談を受けた時に、ガイドラインや規程を伝えることでよりよい対応もできるというものである。

セクハラを防止するためには、周知徹底が図られることはいうまでもない。

- ①ガイドラインや規程の策定
- ②それを、周知すること
- ③周知する対象がだれであるかを見極めること
  - ・より力関係の弱い人に対して行われなければならない。
  - ・学生、留学生（多言語の必要性）など社会的力関係の弱い人を対象とすること。
  - ・教職員であれば、雇用形態によって力関係が生じている人たちに周知を図ること。
- ④保護者に対して周知すること
  - ・被害者になった時、加害者になった時、大学は毅然とした態度で解決にあたる姿勢を打ち出しておくこと。

大学や学校という教育機関は、学生や児童・生徒が安心して安全な環境で学習や研究活動を続けられる環境を保証していく責務を負っているのである。

## Summary

# Teaching Campus Sexual Harassment as a Subject at University

KAMEI Akiko

Offering a course on Sexual harassment to University students who can be potential victims/harassers is important in order to prevent damage and assault. Although the importance of it is recognized, not many universities offer such a course.

Victims of sexual assault will always suffer from secondary damage. This can be prevented by teaching students what not to do or say not to cause secondary damage.

Students may have children around them in the future by becoming parents or by working as child care workers or teachers. If they do, they will need knowledge and information on sexual harassment, because this type of harassment can happen to children as well as to adults. Sexual harassment at the K-12 levels is also discussed in this paper for this reason.

The purpose of offering courses on sexual harassment and K-12 level sexual harassment is to create a safe school/campus environment, whereby children and students can safely learn, study, and research.